

老年薬学指導薬剤師制度施行細則

第1章 運営

第1条 老年薬学指導薬剤師制度規則の施行にあたり、規則に定めた以外の事項については、施行細則に従うものとする。

第2章 指導・認定薬剤師制度委員会

第2条 指導・認定薬剤師制度委員会（以下制度委員会）の委員長は代表理事が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

2 制度委員会の委員は制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

3 指導薬剤師審査小委員会の委員長は制度委員会委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

4 指導薬剤師審査小委員会の委員は各小委員会の委員長が指名し、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。

第3条 委員の任期は、定款第28条を準用する。

第4条 制度委員会の役割を以下に定める。

- (1) 老年薬学指導薬剤師制度及び施行規則の見直しを行う。
- (2) 指導薬剤師審査小委員会の報告を受け、認定審査結果の審議を行う。

第5条 指導薬剤師審査小委員会の役割を以下に定める。

指導薬剤師に係る全ての審査を行う。

第6条 委員会の委員はその業務上入手した一切の情報を守秘する義務がある。

第3章 認定の申請

（申請の受付）

第7条 申請受付期間は、原則、受付開始2ヶ月前までに公表する。

第8条 原則、申請受付期間として1ヶ月間設ける。

第9条 指導薬剤師の申請を行う者は、申請受付期間内に、申請書類の提出及び Web 申請を完了しなければならない。

（申請書類等の提出）

第10条 指導薬剤師の申請を行う者は、次に定める申請書類を事務局に提出しなければならない。

- (1) 日本老年薬学会認定薬剤師証明書の写し
- (2) 老年薬学分野に関する業績の一覧

第11条 業績一覧の構成は以下に従うものとする。

(1) 老年薬学に関する学会発表10回以上あり、本学会が主催する年会での本人が筆頭発表者となった発表を1回以上含むこと。

(2) 老年薬学に関する学術論文5報以上あり、本人が筆頭著者である論文を1報以上含むこと。学術論文は、国際的あるいは全国的学会誌・学術雑誌に複数査読制による審査を経て掲載された老年薬学に関する学術論文であること(複数査読を経していない論文や商業誌の掲載論文は、本条件の対象外)。

(3) 老年薬学認定薬剤師確認テスト作成、老年薬学雑誌の論文査読、老年薬学認定薬剤師の症例審査等の内容を含めること。

第4章 更新の申請

第13条 指導薬剤師の認定を受けた翌年度から数えて5年度目に更新の手続きを行う。

第14条 指導薬剤師の更新の申請受付期間は、認定申請受付期間と同一とする。

第15条 更新の資格

指導薬剤師認定後の5年間の老年薬学分野に関する業績の一覧を提出すること。第11条に準じる。

第5章 施行細則の変更手続き

第16条 本施行細則の改廃は、制度委員会の議を経て理事会の承認を得て行う。

附則

1. 本施行細則は、2019年3月1日より施行する。